

「あいち赤い羽根応援団」登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛知県共同募金会（以下「本会」という。）を通じて、県内のさまざまな地域福祉の課題解決に貢献いただける企業、団体（以下企業等という。）を「あいち赤い羽根応援団」として登録することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録のための取組み)

第2条 登録する企業等は、次に掲げる事項のうち、3つ以上に取り組むものとする。

- (1) 毎年又は毎月、継続して本会に寄付をすること。なお、寄付金額は任意とするが、広報資材の特別協賛としての寄付は、1年につき10万円以上とする。
- (2) 物品や特定の商品の売り上げの一部を寄付する。
- (3) 社会貢献型自動販売機を設置する。
- (4) 職場内イベント等で募金活動を行う。
- (5) 店頭や受付に募金箱を設置する。
- (6) 街頭募金やイベント募金でのボランティアに協力する。
- (7) 店頭や掲示板、広告スペースなどに、赤い羽根のポスターやステッカーを掲示する。
- (8) その他、本会の行う事業、広報活動等に協力する。

(登録企業等に対する本会の取組み)

第3条 本会は、登録企業等に対し、次に掲げる事項について協力するものとする。

- (1) 「あいち赤い羽根応援団」の登録証を発行する。
- (2) 本会のホームページ上で、企業等の取組みを広報する。
- (3) 1年間に7万円以上を寄付した企業等には、感謝状を贈呈する。
- (4) 「赤い羽根」やシンボルキャラクター「愛ちゃんと希望くん」のロゴ等を提供する。
- (5) 広報資材特別協賛としての寄付に対しては、企業等名入りの資材「絆創膏、バールン」を作成し、本会の行う募金運動時に広く県民に配付する。

(登録申請等)

第4条 登録申請は、「あいち赤い羽根応援団」登録申込書により行うものとする。

2 本会は、登録申込書の提出があった場合、その内容が適当であると認めるときは、応援団として登録するものとする。

3 ただし、次の各号のいずれかに該当する企業等の登録は認められない。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等に違反している者
- (2) 暴力団又は暴力団の構成員その他これらに準ずる者
- (3) 社会通念上好ましくないとされる事例が確認されている者
- (4) その他応援団として適当でないと本会が認める者

(退会)

第5条 応援団は、申し出によりいつでも退会できるものとする。その際、登録証は返却するものとする。

(活動の報告)

第6条 登録した企業等は、応援団として実施した活動について、必要に応じて写真等を添付の上、報告するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月25日から施行する。